2 補助金額について

（1）除却費等

危険住宅除却費、跡地整備費、仮住居費などの費用に対し、1戸当たり975千円を上限として補助します。

（2）建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設（購入、必要な土地の取得を含む）するために要する資金を金融機関から借り入れた場合、借入金の利子相当額を補助します（借入れ利率年8.5％を限度）。ただし、1戸当たりの限度額は、7,318千円（建物費4,650千円、土地購入費2,060千円、敷地造成費608千円）となります。

※「茅野市災害危険住宅移転事業」を受けたい方は、令和４年10月末日までに、ご相談ください。

受付中　住宅の耐震化の補助

専門家（長野県木造住宅耐震診断士）による住宅の無料耐震診断及び住宅の耐震改修等工事に要する費用を補助します。

【無料耐震診断】（以下にすべてに該当する住宅）

●昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅

●一戸建ての住宅（店舗などの併用住宅を含む）

●在来工法の木造住宅

【住宅の耐震改修等工事】

●耐震診断の結果、総合評点1.0未満の住宅の耐震改修工事又は現地建替え工事を行う場合に工事費用の一部を補助します。

【補助内容】

●**補助額**　工事費の80％で最大100万円

受付中　危険ブロック塀撤去等工事の補助

地震などによる危険ブロック塀等の倒壊及び転倒による被害防止のため、道路沿いの危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

【補助対象工事】

●道路沿いの危険ブロック塀等を撤去、補強又は改修する工事費用の一部を補助します。

【主な要件】

●道路沿いの高さ70㎝を超えるブロック塀等で、劣化及び損傷が著しく、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、通行人に被害を与える恐れのある危険なもの

【補助内容】

●**補助率**　工事費の50％で最大15万円

～「万が一」に備えて～

茅野市が支援する事前防災

【申込み・問合せ】都市計画課　建築係☎72-2101（内線539・540）

新規事業 令和5年度スタート　茅野市災害危険住宅移転の補助

茅野市では、昨年に発生した「令和３年９月茅野市土石流災害」により、建物全壊など大きな被害が出ました。これまで茅野市は自然災害の少ないまちと言われ、過去に風水害等を経験してきているものの、今回の市内各所での土砂災害は予想を超えた出来事でした。

こうした土砂災害から市民の命を守るため、茅野市では、土砂災害等の恐れのある地域にお住いの方を対象にした「茅野市災害危険住宅移転事業」を、令和5年度から実施することになりましたので、ご案内します。

1 茅野市災害危険住宅移転事業とは

土砂災害などの危険がある区域（土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン）にある、既存住宅（危険住宅）を除却し、安全な場所へ移転（新築、購入）する市民に対して、国、県及び市が一体となって移転費用の補助を行う事業です。

【補助対象住宅及び補助対象者】

●個人が所有する一戸建ての危険住宅（賃貸住宅は除く）で、その危険住宅に５年以上住んでいる者

【主な要件】

●危険住宅をすべて取壊すこと

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）以外で、市内の安全な場所へ移転すること

●国が定める省エネ基準に適合すること（新築の場合）

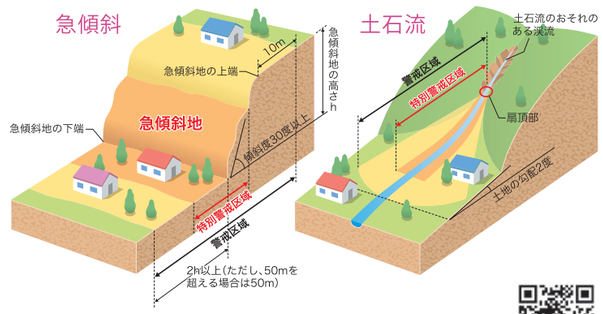

土砂災害警戒区域
（土砂災害のおそれがある区域）

●身の回りの危険箇所の確認
●いざというときの避難先や避難路の確認
など、家庭や地域での防災対策を進めましょう。

土砂災害特別警戒区域
（建築物に損壊が生じ、大きな被害が生じるおそれがある区域）

「居室を有する建築物を建てる場合には、衝撃に耐えられる構造にしなければならない。」など、建築物に対する規制があります。

茅野市ホームページ「防災ガイドブック」

【防災マップで危険箇所を確認しましょう！】

台風や集中豪雨は、浸水被害だけでなく「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などの土砂災害を引き起こす危険があります。土砂災害の危険箇所は、各戸にお配りしている「防災ガイドブック」に示しています。また、市のホームページ（QRコード）でもご覧いただけます。近くに危険箇所があるか確認するとともに、被害を抑えるために、一人ひとりが雨量や雨の降り方などの気象情報に注意してください。